明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務三二三）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定関係　九三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四
会社その他
会社決算公告　四

告示

○財務省告示第三百二十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十三年十月四日

財務大臣　安住　淳

輸出統計品目表第一類の注1(a)中「又は第03.07項」を「、第03.07項又は第03.08項」に、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

輸出統計品目表第〇一・〇一項及び第〇一・〇二項を次のように改める。

01.01		馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）	
	0101.21	―馬	
	000	――純粋種の繁殖用のもの	NO
	0101.29	――その他のもの	
	000	―ろ馬	NO
	0101.30	―その他のもの	
	000	牛（生きているものに限る。）	NO
01.02		―家畜のもの	
	0102.21	――純粋種の繁殖用のもの	
	000	―その他のもの	NO
	0102.29	―水牛	
	000	――純粋種の繁殖用のもの	NO
	0102.31	――その他のもの	
	000	―その他のもの	NO
	0102.39	―その他のもの	
	000	輸出統計品目表第〇一・〇五項中	NO
	0102.90	「	
	000	―その他のもの	NO
	0105.19	」を	
	000	「	NO
	0105.13	―あひる	
	000	―がちょう	NO
	0105.14	―ほろほろ鳥	
	000	」に	NO
	0105.15	改める。	
	000	輸出統計品目表第〇一・〇六項を次のように改める。	NO
01.06		その他の動物（生きているものに限る。）	
		―哺乳類	
	0106.11	――霊長類	NO
	000	――くじら目、海牛目及び鰭脚下目	
	0106.12	――らくだ科	NO
	000	――うさぎ	
	0106.13	――その他のもの	NO
	000	―爬虫類	
	0106.14	―その他のもの	NO
	000		
	0106.19		NO
	000		
	0106.20		NO
	000		